平成24年第9回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成24年第9回岩手町農業委員会総会は、平成24年2月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について

（２）　議案第２号　贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いについて

（３）　議案第３号　TPP（環太平洋経済連携協定）に関する緊急決議（案）について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　横澤　稔秋
２番　幅　　清一
４番　田中　正志
５番　國枝　金一
６番　佐々木　由和
７番　黒澤　金一
８番　太布　光則
９番　岩舘　修一
10番　澤村　博美
11番　中村　重信
12番　細野　清悦
14番　遠藤　幸夫
15番　井戸　ツヨミ
16番　福士　好子
17番　今松　利雄
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

３番　佐々木　金見
13番　千葉　靜子

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	千葉　照雄
農地振興係主幹	遠藤　信男
副主幹	川村　祐子
主　任	山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第9回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、３番佐々木金見委員、13番千葉靜子委員の２名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。15番井戸ツヨミ委員、16番福士好子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります議案３件の提出があります。お諮りします。議案３件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案３件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、２ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可について、であります。受付番号79番、土地の所在は、大字五日市第３地割、登記地目、田６筆、畑７筆、登記面積合計29,475㎡となっております。借受人は、大字五日市第３地割の25歳の男性の方です。貸出人が大字五日市第３地割の64歳の男性の方です。理由は、農業者年金・経営移譲による農業者年金受給となっております。借受人の耕作面積は、29,475㎡となっております。家族数は６人で耕作者数は２人となっております。

次に、受付番号80番、土地の所在は、大字沼宮内第19地割及び大字沼宮内第22地割、大字沼宮内第24地割、大字五日市第９地割、大字江刈内第12地割、登記地目、畑６筆、田２筆、登記面積合計23,163㎡となっております。借受人は、大字沼宮内第21地割の28歳の男性の方です。貸出人は、大字沼宮内第21地割の63歳の男性の方です。理由は、農業者年金・経営移譲による農業者年金受給となっております。借

受人の耕作面積は、23,163㎡となっております。家族数は７人で耕作者数は３人となっております。

次に、資料は４ページとなっております。受付番号81番、土地の所在は、大字五日市第２地割及び大字久保第６地割、大字久保第９地割、大字子抱第１地割,大字子抱第２地割、大字子抱第３地割、現況地目、畑５筆、田４筆となっております。登記面積は合計で83,228㎡となっております。借受人が大字子抱第２地割の35歳の男性の方です。貸出人が大字子抱第２地割の63歳の男性の方です。理由は、農業者年金・経営移譲による農業者年金受給となっております。借受人の耕作面積は、127,210㎡となっております。家族数は５人で耕作者数は２人となっております。６ページには、大字五日市第３地割の図面、７ページから10ページは、受付番号80番の図面、11ページから16ページには受付番号81番の図面を添付しておりますので、参照してください。

次に、資料は17ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売買許可についてであります。受付番号83番、土地の所在は、大字久保第５地割、登記地目、畑２筆、登記面積、合計2,698㎡となっております。譲受人は、大字久保第５地割の56歳の男性の方です。譲渡人は、大字一方井第15地割の72歳の男性の方です。理由は、増反による相手方の要望となっております。譲受人の耕作面積は、320,903㎡となっております。家族数、耕作者数とも５人となっております。大字久保第５地割の図面を添付しておりますので、参照してください。

次に、資料は18ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可についてであります。受付番号82番、土地の所在は、大字一方井第２地割、登記地目、田３筆、畑３筆、登記面積、合計18,720㎡となっております。譲受人は、滝沢村大釜在住の52歳の男性の方です。譲渡人は、大字一方井第２地割の77歳の男性の方です。理由は、受贈し農業を行う、贈与によるとなっております。譲受人の耕作面積は、18,720㎡となっております。家族数、耕作者数とも４人となっております。

次に、受付番号84番、土地の所在は、大字黒内第２地割、登記地目、畑、登記面積、745㎡となっております。譲受人は、大字黒内第２地割の62歳の男性の方です。譲渡人は、大字黒内第２地割の83歳の女性の方です。理由は、受贈し農業を行う、贈与によるとなっております。譲受人の耕作面積は、25,888㎡となっております。家族数、耕作者数とも２人となっております。19、20ページには、大字一方井第２地割の図面を21ページには、大字黒内第２地割の図面を添付しておりますので、参照してください。なおこの農地法第３条の件につきましては、現地確認をしておりますので現地調査担当の方からも報告していただきます。以上、説明を終わります。受付番号82番、84番の２件については、今日欠席の３番佐々木金見委員から、状況の報告をうけておりますので、事務局から報告致します。82番、84番につきましては、高齢のため贈与するものです。現在、農地は全て耕作しており、農機具及び労働力は確保されており、本人も含めた世帯員は基本的な農作業に従事しております。

周辺の農地や地域への影響についても支障がないものと判断されます。よって、今回の案件は法令に遵守されており、いずれの審査基準に照らしても問題ないものと判断されます。以上報告を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

１番横澤委員　受付番号79番、80番については、現地は、私の地区でもありますので、１番の私の方から報告いたします。どちらの農家も本案件の農地は、耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており農機具及び労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

９番岩舘委員　受付番号81番、83番については、現地は、私の地区にありますので、９番の私の方から報告いたします。どちらの農家も本案件の農地は、耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており農機具及び労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

16番福士委員　受付番号81番については、現地は、私の地区でもありますので、16番の私の方から報告いたします。どちらの農家も本案件の農地は、耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており農機具及び労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

２番幅委員　受付番号83番についてお伺いします。売買価格はいくらでしょうか。

事　務　局　売買価格については、総額1,000万円でございます。

議　　長　他にございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に議案第２号贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いについてであります。別紙のとおり、証明の可否の決定を求める件であります。説明を事務局からお願いします。

（17番今松委員退室）

事　務　局　資料については、23、24ページとなっております。贈与税の納税猶予の継続届に係る証明願いに対する可否の決定について、でございます。後継者に対して、経営移譲により一括贈与した方々でございます。町内には、納税猶予者が約200数名おりますが、３年に一度の確認をすることになっております。今回は、49件の証明願いが提出されております。この制度は、農地を荒廃することなく農地のまま継続して管理していくという観点から、農地の所有者が生存中に農地の全部、又は一部を後継者に贈与した者に対して税制面で優遇するということです。この納税猶予は、贈与者、受贈者どちらかが亡くなった時に納税義務が免除になるというものでございます。

　ついては、名簿の方々が継続の届出を税務署に提出する際に、納税猶予の適用を受けてから、継続して農地として活用していたかどうかを農業委員会が証明するものでございます。この名簿の中で、農地の状況や或いは、どちらかが死亡しているか確認して問題がなければ証明書を発行するということになりますので、委員さんの分かる範囲で、ご確認をお願いしたいと思います。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございませんか。

（なしの声）

議　　長　なしということですので、質疑を打ち切り採決に入らせていただきます。議案第２号贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いについては、可とする決定にご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とするに決定いたします。

（17番今松委員入室）

議　　長　次に、議案第３号ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）に関する緊急決議（案）について、を議題といたします。この件については、遠藤農政小委員長より説明をお願いします。

遠藤農政小委員長　議案第３号ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）に関する緊急決議（案）を提出しておりますけど、決議文を朗読する前にこれまでの経緯について説明いたします。先月の総会終了後、農政小委員会を開催いたしましてＴＰＰに関する意見の提案がありました。昨年の８月でしたか町農業委員会で、東日本大震災の復旧あるいは、復興に関する事項、農業施策に関する各事項と共にＴＰＰ参加に反対の項目も加えまして、県農業会議の方に要望書を提出した訳ですが、更に、11月11日の岩手県農業委員大会においてもＴＰＰ交渉に関する特別問責決議を採択して、これに断固反対の方針が決議されまして、全国農業会議所を通じて首相はじめ関係大臣に届いているはずです。にもかかわらず、政府は、参加の方向に向かっている状況ではないのかと原状では思われます。ＴＰＰの問題は言うまでもないですが、農業関係はもちろんの事、食の安全とか、環境、歴史、文化等々への影響が危惧されることから、先月の農政小委員会において、今からでも明確に岩手町の農業委員会としても、反対の決議をしてはという提案があって協議の結果、今月の総会に議案として提案させていただきました。総会の資料にＴＰＰに関する緊急決議（案）を朗読いたします。

（資料に基づきＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）に関する緊急決議（案）を朗読）

議　　長　遠藤農政小委員長の説明が終わりましたので、質疑を受け付けます。何かございませんか。

７番黒澤委員　本日決議してから、どのような取扱をするのか教えてください。

事　務　局　今回の決議につきましては、上層部の方に提出するというものではございません。昨年は、要望書という形で全国の農業会議を通じて首相始め各大臣にＴＰＰに反対の決議文を提出しておりましたので、今回は決議文として事務局に保管して置くものです。このような取扱いにしたいと考えております。以上、説明を終わります。

議　　長　他にございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第３号ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）に関する緊急決議（案）について、原案のとおり決議すること

について、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり決議とすることに決定いたしました。

議　　長　その他に入ります。この際、皆さんから何かございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。
これで本日の会議を閉じ、第９回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後１時55分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

15番　　印

16番　　印